

指定病院の院長
指定老人ホームの長
指定身障施設、保護施設の長 } 殿

青森県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

参議院議員通常選挙における不在者投票の管理事務について (通知)

標記選挙が下記により実施されることとなりましたので、当該選挙に係る不在者投票事務につきましては、下記事項に留意し、投票事務に支障をきたすことのないようお願いいたします。

なお、不在者投票事務に関する資料を同封しましたが、御不明な点がございましたら、貴施設の所在地の市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会にお問い合わせくださるようお願いいたします。

また、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が平成25年6月に施行されたことにより、不在者投票管理者は、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者について、投票に係る事務に従事する者から2人を定めることになったほか、投票立会人については、市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされたので、御留意くださるようお願いいたします。

記

1 参議院議員通常選挙に関する事項

- (1) 選挙の期日 平成28年7月10日 (日)
- (2) 選挙の期日の公示日 平成28年6月22日 (水)
- (3) 立候補者等の氏名等 確定次第、別途通知します。

(4) 不在者投票のできる期間

平成28年6月23日 (木) から平成28年7月9日 (土) まで

※ 公示日 (6月22日 (水)) に不在者投票を行うことはできません。

なお、不在者投票用紙等の請求は、公示日前でもできます。

(5) 不在者投票のできる時間

上記期間の午前8時30分から午後5時まで（日曜日、休日を含む。）

(6) 不在者投票のできる選挙人

参議院議員選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている者

※ 今回の選挙から、選挙権年齢が18歳に引き下げられることとなっておりますので御留意願います。（今回の選挙においては、平成10年7月11日以前の出生者で選挙人名簿に登録されている者が投票することができます。）

2 不在者投票の事務管理上特に注意が必要な事項

(1) 不在者投票用紙を請求する方法には、選挙人名簿登録地の市町村選管委員長に対して、①選挙人が自ら請求する方法と、②不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法の2通りありますが、後者による請求は、当該選挙人から不在者投票用紙等の代理請求の依頼があったときに限り行ってください。

選挙人からの代理請求の依頼がないまま、施設の長が不在者投票用紙等を請求すると、選挙が無効となる場合があるため、絶対に行わないでください。

(2) 不在者投票記載場所は、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければなりません。

(3) 不在者投票を行う場合においては、不在者投票管理者の管理の下に、選挙権を有する者を立会人に選任し、必ず立ち合わせなければなりません。したがって、2人以上の者が不在者投票を行う場所にいなければなりません（不在者投票管理者1名及び立会人1名以上の合計2人以上）。

また、代理投票の申請がある場合には、不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票を補助する者2人を投票に係る事務に従事する者から補助者本人の承諾を得て選任し、そのうち1人の補助者に、選挙人が指示する候補者の氏名を投票用紙に記載させ、他の1人を立ち合わせなければなりません。したがって、代理投票の申請があった場合には、少なくとも4人の者が不在者投票を行う場所にいなければならないので留意してください（不在者投票管理者1名、立会人1名以上及び投票代理補助者2名の合計4人以上）。

なお、投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票させないでください。

(4) 不在者投票の外封筒の表面の投票者欄の氏名には、必ず選挙人本人（代理投票の場合は、代理記載者）に選挙人の氏名を自書させた上、封をさせて提出させてください。

なお、不在者投票の外封筒の表面の代理人記載欄は、不在者投票の代理投票の仮投

票を行った場合に、代理記載人に自書させるものであり、単に不在者投票の代理投票をした場合は、代理記載人の氏名を記載させないでください。

- (5) 不在者投票の外封筒の表面の記載については、投票の年月日、投票場所、不在者投票管理者の記名及び立会人の署名（自書）が必要ですが、これらの記載のないものも見受けられるので十分注意してください。
- (6) 不在者投票を選挙人の属する市町村選挙管理委員会に送致する場合において、郵便等をもって送致するときは、その郵送等に要する日数等を考慮に入れ、投票所を閉じた後に到着することのないよう留意してください。その際、送付用封筒の表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面には記名押印してください。
- (7) 不在者投票記載場所においては、選挙運動用ポスター等の掲示が禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。
- (8) 不在者投票管理者は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

3 不在者投票に関する経費の請求

別添請求書に不在者投票者名簿を添えて、平成28年8月3日（水）までに、青森県選挙管理委員会へ請求してください。なお、経費の請求は、実際に投票した場合のみ行ってください（1人当たり753円（今回の選挙から改定されました。））。外部立会人を選任した場合は、それに要した経費）。

また、経費の請求は、不在者投票管理者の属する都道府県選挙管理委員会に対して行うこととなり、選挙人の住所が青森県以外の場合に、不在者投票をした選挙人の住所がある都道府県選挙管理委員会に請求することのないよう御注意ください。（例：八戸市の施設に入所している方の住所が岩手県である場合であっても、施設の所在地は青森県内にあるので、青森県の選挙管理委員会に経費の請求をしてください。）

担 当：選挙グループ 高橋

電話：017-734-9076

FAX：017-734-8264

E-Mail：senkan@pref.aomori.lg.jp